

第16回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成21年2月9日午後3時から午後5時まで

2 場所

長野家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 井上弘通, 佐藤守賢, 田中友江, 土屋準, 寺門正顕, 中山栄子, 松岡英子, 村田彰, 吉原與志子 (五十音順, 敬称略)

(オブザーバー) 行方美和上席裁判官, 大畑好司首席家庭裁判所調査官, 古山けさみ家庭裁判所首席書記官, 春原敏男家庭裁判所訟廷管理官, 中村広幸裁判員調整官, 廣瀬一秀家庭裁判所事務局長, 齊藤健俊家庭裁判所事務局次長, 藍木陽一家庭裁判所総務課長, 畠山隆家庭裁判所総務課課長補佐, 石田晴彦家庭裁判所総務課庶務係長

4 テーマ

裁判員制度について

5 議事

(1) 開会の言葉 (藍木家裁総務課長)

(2) 自己紹介 (井上委員)

(3) 委員長選任 (進行: 松岡委員長代理)

○ 弁護士会の中では, よりよい裁判所を目指す意見交換の場としての当委員会の位置付けを考えれば, 裁判所関係者以外の民間の委員から委員長を選出するのも委員会活性化の一つの方法ではないかという意見もある。しかし, 委員長の職務内容を考えると裁判所関係者以外の者がその職責を果たすのは現実的には難しいという側面もある。 (土屋委員)

○ 当委員会の円滑な運営を考えると, 従前のおり家庭裁判所長を委員長とするのが妥当であると考えられるため, 井上委員を委員長とすることでよいか。 (松岡委員)

○ 異議なし。 (全委員)

■ 互選により、井上委員が委員長に選任された。

(4) 議事の進行について

■ 本日の委員会の報道関係者による取材につき、承認した。

■ 報道関係者による写真撮影につき、許可した。

○ 今回の家裁委員会は、「裁判員制度について」を議題として行う。

始めに、裁判員制度について、選任手続などを中心に中村裁判員調整官から説明していただき、これを受けて質疑応答、意見交換に移りたい。

(委員長)

(5) 「裁判員制度について」の説明 [説明 (中村裁判員調整官)]

(6) 質疑応答、意見交換

○ これまでの説明を受けて、手続の中で分かりにくい部分はなかったか。

「裁判員選任手続期日のお知らせ (呼出状)」 (以下「お知らせ」という。)

等候補者に送付する書類についての疑問点や改善点などはないか。忌憚のない御意見を伺いたい。

(委員長)

○ 「お知らせ」等の候補者への送付書類の書式は全国的に統一されたものを使用しているのか。

(松岡委員)

○ 最低限記載すべき事項はあるが、各裁判所の裁量により自由に作成できる部分もあり、工夫を凝らしている。

(委員長)

○ どのような事項が最低限記載すべき事項にあたるのか。

(松岡委員)

○ 例えば、「お知らせ」については、候補者の方にお越しいただく日時、場所等、選任手続期日に関する情報や注意事項などである。

(委員長)

○ 裁量により工夫しているのはどの部分か。

(松岡委員)

○ 言葉使いや字の大きさなどが挙げられる。必要な情報をより分かりやすく伝えられるようにと考えて作成している。

(委員長)

○ 集合時刻について、例えば9時30分と指定されていて、これに間に合う交通手段がない地域に住んでいるなどの事情がある場合、裁判所としてどの

ように対応されるのか。 (寺門委員)

- 期日にお越しいただくに当たっては、急用により時間に遅れるなど様々な問題が生じることが予想される。個々の事情に応じて柔軟に対応することになるが、事前に分かっている事情については、その時点で申し出ていただきたい。公共交通機関によっては集合時刻に間に合わないなどの事情を抱える遠隔地の候補者等については、裁判所周辺の宿泊施設に前日から宿泊していただき、その宿泊代については裁判所が負担するという対応を予定している。

(委員長)

- 「出頭」、「呼出状」という言葉は、一般的な感覚からすると威圧的な印象を受ける。候補者に不安や不快感を与えるのではないか。 (村田委員)

- 「呼出状」については、「お知らせ(呼出状)」と分かりやすく記載し、また、「出頭」については、「お越しく下さい」と平易な言葉で言い換えるなどしている。「呼出状」については、法律上規定されてしまっているため、この言葉を使わないことによって法律の規定に外れるおそれもあることから、やむを得ないという面もあるが、よい解決策がないか、今後も考えていかなければならない課題であると認識している。 (委員長)

- 不出頭に対する罰則の条文において、「呼出しを受けた裁判員候補者」と規定されていることなどからも、「呼出」という文言を使用せざるを得ないという面がある。長野地裁限りで改善できない部分でもあることから、上級庁とも相談しながら検討していきたい。 (中村裁判員調整官)

- そのような理由があるのであれば、それについての説明を加えるなど、候補者に誤解を与えないよう、言葉の意味、内容を正確に伝える必要があるのではないか。 (村田委員)

- 不安や反感を招きかねない表現はやはり避けるべきであろう。

(松岡委員)

- 選任手続期日や公判期日に急な冠婚葬祭が入った場合など、候補者や裁判員はどうすればよいのか。「お知らせ」にはこの点についての記載はないよ

うであるが、不出頭の罰則があることを考えると不安に思うのではないか。

(中山委員)

○ 「お知らせ」に急用ができた場合の緊急連絡先を記載するなどの対応を考えているが、たとえ連絡なしの不出頭であっても正当な理由がない場合に罰則が適用されるのであり、急な冠婚葬祭などは正当な理由として認められるであろう。

(委員長)

○ 証明するものがなくてもよいのか。

(中山委員)

○ 緊急事態の中で無理にお越しいただいても、安心して裁判員の職務を全うしていただくことは難しいであろうし、個々の事情に応じて柔軟に対応することになろう。

(委員長)

○ コールセンターへの問い合わせ件数及び相談内容を見ると、70歳以上の候補者のとまどいや不安といったものが見て取れるが、なぜ辞退事由として「70歳以上」としたのか。

(中山委員)

○ 検察審査会制度との整合性等の観点から定められたものである。

(委員長)

○ 人口比からすると、70歳以上の比率は高いにもかかわらず年齢のみによって辞退が認められ、その分、働き盛りの世代の選任される確率が高くなるというのは不公平ではないか。

(中山委員)

○ 70歳以上という線引きが妥当かどうかという議論はあろうかと思われるが、仕事で多忙な方をはじめ、様々な事情を抱える候補者の方々に柔軟に対応できるように辞退事由が設けられていることから、不公平ということにはならないのではないか。70歳以上の方も可能な限り意欲的に参加していただきたいと考えている。

(委員長)

○ 育児の面での候補者のケアはどのように考えているか。

(中山委員)

○ 長野で10か所、松本で9か所の施設から一時保育受け入れについての了解を得ており、候補者からの問い合わせがあれば随時紹介する予定である。

(委員長)

- 費用はどうなるのか。 (中山委員)
- 裁判所から支給される日当の中からお支払いいただくことになる。

育児面でのケアについては、現在も綿密な打ち合わせを行っているところである。例えば、急な発熱などの緊急事態が発生した場合、予め緊急連絡先として指定された方に連絡を取って迎えに来ていただいたり、あるいは、裁判員本人に速やかに連絡し、裁判の途中で辞退ということになれば、補充裁判員にその後の審理をお願いするなど、様々な事態を想定して検討を行っている。 (委員長)
- 補充裁判員が途中から加わる場合、それまでの経過は理解できるのか。 (寺門委員)
- 補充裁判員は裁判員と同様に選任され、最初から審理に立ち会っていただくことになる。法廷には補充裁判員の席が用意される。 (委員長)
- 補充裁判員は意見を述べることはできないのか。 (寺門委員)
- 評決には加われないが、評議については、裁判長から意見を求められたときは、補充裁判員が、その求められた内容について意見を述べるができる。 (委員長)
- 守秘義務について、具体的に何を口外してはならないのか、その範囲が分かりにくいのではないか。 (村田委員)
- 法律的には「評議の秘密その他の職務上知り得た秘密」として示されているが、裁判が始まる前の段階で話してもよいこと、話してはならないことの線引きを明確に示すことは難しい。裁判終了後に、裁判官から裁判員に対して、話してはならない部分を具体的に示すというのが一番分かりやすいであろうし、実際そのようにしていきたいと考えている。端的には、誰がどのような意見を述べたかというようなことが外部に漏れてしまえば、裁判員が自由に意見が述べられなくなってしまうおそれがあることから、このような罰則が設けられているのであって、この部分が、話してはならないことの一つ重要な部分といえるのではないか。 (委員長)

- 報道機関の立場からは、裁判員への取材について、どこまで踏み込んで聴き取ってよいのか、また、それをどこまで報道してよいのか、という問題があるが、この点についてはどうか。 (村田委員)
- 最高裁と新聞協会、民放連等との間で協議中であり、5月21日の制度開始までには、ある程度のガイドラインができるのではないかと。長野地方裁判所としても、今後マスメディアとの相互理解をより一層深めるために、協議及び情報提供の機会を随時設けていきたいと考えている。 (委員長)
- 近年、刑事事件の被告人については、逮捕直後、あるいは逮捕前から、新聞、テレビ等様々な形で報じられており、裁判員は裁判が始まる前から担当する事件についての情報を多分に得ることになる。この点、例えば、イギリスなどでは、裁判期間中これに関する報道を規制しているという。裁判員の判断に多大な影響を与えかねないこうした報道の在り方についてはどのように考えるか。 (土屋委員)
- 何らかの形で規制をかけているアメリカやイギリスなどと異なり、日本では、法律で縛ることなく報道機関の自主規制に委ねられているが、これにより報道機関の報道姿勢は変わりつつあるのではないかと。報道の自由、取材の自由との関係で難しい問題ではあるが、法曹関係者、報道関係者だけの問題ではなく社会全体の問題として捉え、どのように報じ、それをどのように受け止めていくか、裁判員制度を一つの契機として考えていく必要があるのではないかと。 (委員長)
- 「よくわかる！裁判員制度Q&A」(以下「Q&A」という。)は読んでいて非常に分かりやすいという印象だが、これは候補者には送付されないのか。 (佐藤委員)
- 「裁判員候補者名簿記載通知」とともに送付している。 (委員長)
- 「Q&A」について、裁判所のホームページに掲載したらよいのではないかと。 (寺門委員)
- 制度理解の入口としては漫画の方が入りやすいであろうし、誰でも見られ

るようにした方がよいのではないか。選任手続のオリエンテーションDVDについても、内容としてよくできているという印象である。1人でも多くの方に見ていただけるよう、より一層のPRが必要ではないか。

(中山委員)

- オリエンテーションDVDについては、近いうちに裁判所ホームページ上で御覧いただけるようにする予定である。(廣瀬家裁事務局長)
- ケーブルテレビで放映したこともある。(委員長)
- これまでにも何度か模擬裁判を実施しているようだが、実際に裁判員を経験した方の感想を聞く機会があるとよいのではないか。(田中委員)
- 模擬裁判等で耳にした範囲で申し上げると、やはり日常的でない経験をして疲労を感じたという方が多いようである。休憩時間への配慮など、実際の裁判で生じるであろう問題点を認識するためにも模擬裁判の参加者等の声を聞く機会を持つことは非常に有益であるし、そういった機会を積極的に設けていきたいと考えている。(委員長)
- 3日間で審理を終える事件が大半であると聞いているが、裁判員に対して、分かりにくい内容を詳しく説明したり、疲労感を軽減させるために休憩時間を頻繁に取ったりすることによって、時間が足りなくなり評議が不十分になってしまうのではないかという不安もあるが、その辺りはいかがか。(田中委員)
- 充実した審理を行いながら、いかに裁判員への負担を軽くするかというのは、担当する裁判官も最も苦慮するところであろう。(委員長)
- 死刑、無期懲役といった重い判決を下すことに大きな不安を感じている人は少なくないと思われるが、その部分でのフォローや心のケアが大事になってくるのではないか。(吉原委員)
- 死刑、無期懲役といった重い刑についての判断を要する事件というのは、統計的には1%程度であり、あまり大きく取り上げて不安に感じることをないようにしていただきたいが、このような事件については、事前準備をより

一層しっかりと行うとともに、心理的負担の軽減に努めたいと考えている。

(委員長)

6 次回期日

■ 平成21年7月14日(火)午後3時

7 次回議題

■ 少年事件における被害者への配慮について

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項